

2. 使用料調査

様式2 使用料調査総括表

使用料名		1 庁舎施設使用料									
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	
1	使用料の状況										
	料金徴収の方法	前納	前納	前納	前納	前納	前納	前納	前納	前納	
	調定額〔千円〕	135,805	2,669	20,057	7,094	19,664	37,370	37,783	9,294	11,426	23,596
	収入額〔千円〕	135,805	2,669	20,057	7,094	19,664	37,370	37,783	9,294	11,426	23,596
	累積滞納額〔千円〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金設定の算定方法（民間施設使用料の反映の有無など）	行政財産使用料条例により台帳価格を基に算出し、民間施設使用料の反映はしていない。	秋田県行政財産使用料徴収条例により公有財産台帳価格を基に算出。民間施設使用料の反映はしていない。	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例により台帳価格を基に算出し、民間施設使用料の反映はしていない。	行政財産の使用料条例により台帳を基に算出している。（民間施設使用料の反映はしていない。）	行政財産の特別使用に係る使用料条例により算出し、民間施設使用料の反映は行っていない。	行政財産使用料条例により固定資産評価額を基に算出し、民間施設使用料の反映はしていない。	使用料及び手数料徴収条例により台帳価格を基に算出し、民間施設使用料の反映はしていない。	行政財産の使用料に関する条例に基づき算定、民間施設使用料の反映はしていない。	徳島県行政財産使用料条例により算出し、民間施設使用料の反映はしていない。	福岡県行政財産使用料条例により台帳価格を基に算出し、民間施設使用料の反映はしていない。	
2	減免制度の状況										
	制度の有無										
	制度の内容（条例等根拠）	行政財産使用料条例により減免を行っている。	秋田県行政財産使用料徴収条例により減免	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例により減免を行っている。	行政財産の使用料条例により減免を行っている。	行政財産の特別使用に係る使用料条例により減免を行っている。	行政財産使用料条例により減免を行っている。	使用料及び手数料徴収条例により減免をおこなっている。	行政財産の使用料に関する条例	徳島県行政財産使用料条例により減免を行っている。	福岡県行政財産使用料条例により減免を行っている。
減免額〔千円〕（平成20年度実績）	52,601	27,018	6,848	43,802	減免額の合計は算出していない。	9667		12,742	27,054	26,470	
3	滞納処理の状況										
	延滞金加算条例の有無	なし	なし	なし	（静岡県税外収入の督促等に関する条例）	なし	なし	0	なし	なし	
督促・徴収対策の特徴的な取組み	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし。	
その他事項記載	公募実施				公募実施	公募予定					

様式2 使用料調査総括表

使用料名		3. 砂川厚生福祉センター使用料										
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県			静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県
使用料の名称	砂川厚生福祉センター使用料	該当なし	ひばりが丘学園使用料	三浦しらとり園使用料	中井やまゆり園使用料	学園入所者納付金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
1	使用料の状況 料金徴収の方法 調定額（千円） 収入額（千円） 累積滞納額（千円） 料金設定の算定方法（民間施設使用料の反映の有無など）	後納 296,668 296,038 630 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス報酬額（市町村負担） 障害者自立支援法に基づく利用者負担額（原則1割負担） 大阪府公有財産規則に基づく行政財産使用料	該当なし 63,516 62,344 1,172 障害者自立支援法に基づく利用者負担額（原則1割負担） 神奈川県公有財産規則に基づく行政財産使用料（30,339円）	後納 198,758 198,758 0 障害者自立支援法に基づく利用者負担額（原則1割負担） 神奈川県公有財産規則に基づく行政財産使用料（33,895円）	後納 189,849 189,849 0 障害者自立支援法に基づく利用者負担額（原則1割負担） 神奈川県公有財産規則に基づく行政財産使用料（77,752円）	後納 244,269 241,883 3,386 障害者自立支援法に基づく利用者負担額（原則1割負担） 静岡県において定めた食費・光熱水費利用者負担額（1日当たり食費1,570円、光熱水費320円）						
2	減免制度の状況 制度の有無 制度の内容（条例等根拠） 減免額（千円）（平成20年度実績）	有 障害者自立支援法 *障害福祉サービス制度（法制度）において、個別減免や生活保護にかかる減免等、各種減免制度有り。 *ただし、利用者負担にかかる減免相当額は市町村から別途給付されるため、減免金額は0円で計上しています。 0	有 障害者自立支援法 *障がい福祉サービス制度（法制度）において個別減免や生活保護にかかる減免等、各種減免制度有り。 *ただし、利用者負担にかかる減免相当額は市町村から別途給付されるため、減免金額は0円で計上しています。 0	有 障害者自立支援法 *障がい福祉サービス制度（法制度）において個別減免や生活保護にかかる減免等、各種減免制度有り。 *ただし、利用者負担にかかる減免相当額は市町村から別途給付されるため、減免金額は0円で計上しています。 0	有 障害者自立支援法 *障がい福祉サービス制度（法制度）において個別減免や生活保護にかかる減免等、各種減免制度有り。 *ただし、利用者負担にかかる減免相当額は市町村から別途給付されるため、減免金額は0円で計上しています。 0	無 障害者自立支援法に基づく減免、生活保護に係る減免等法令に基づく減免制度はありますが、県独自の減免制度はありません。 0						
3	滞納処理の状況 延滞金加算条例の有無 督促・徴収対策の 特徴的な取組み	無 (利用者負担分の徴収対策について) 滞納者には文書等により督促を行っている。 また長期間の滞納者には、その家族等の自宅を訪問し、納付を促している。	無 (利用者負担分の徴収対策について) 滞納者には文書等により督促を行っている。 また長期間の滞納者には、その家族等の自宅を訪問し、納付を促している。	無 (利用者負担分の徴収対策について) 滞納者には文書等により督促を行っている。 また長期間の滞納者には、その家族等の自宅を訪問し、納付を促している。	無 (利用者負担分の徴収対策について) 滞納者には文書等により督促を行っている。 また長期間の滞納者には、その家族等の自宅を訪問し、納付を促している。	無 (利用者負担分の徴収対策について) 滞納者には文書等により督促を行っている。 また長期間の滞納者には、その家族等の自宅を訪問し、納付を促している。						

様式2 使用料調査総括表

使用料名		7 産業技術総合研究所使用料				
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	
使用料の状況						
料金徴収の方法	前納 ただし、機器使用料は、平成20年10月6日から後納	後納	前納 ただし、あらかじめ定め難いときは、後納	(県証紙収入) 機器等の使用料:後納 依頼試験等の手数料:原則前納	前納	
調定額〔千円〕	110,621	19,992	20136	97,156	1433	
収入額〔千円〕	110,621	19,992	20136	97,156	1433	
累積滞納額〔千円〕	0	0	0	0	0	
1 料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など) 人件費 減価償却費 光熱水費 消耗品費 修理費 検定費用 その他	民間施設使用料は反映していない。 平均時間単価(4,818円) 耐用年数:計測器4年、機器・装置7年、年間2,080時間として計算 電気、ガス、水道:定格使用量×使用時間×単価 個別に必要な原材料、消耗品費 過去の修理実績から積算 過去の検定費用から積算 依頼書印刷費 からを合算し時間(1日・半日)料金を設定しています。	民間施設使用料は反映していない。 反映していない。 耐用年数:一律10年、年間2,080時間として計算 電気、ガス、水道:定格使用量×使用時間×単価 個別に必要な原材料、消耗品費 反映していない。 反映していない。 年間保守を必要とするものは保守料金 からを合算し時間(1時間当たり)料金を設定しています。	民間施設使用料は反映していない。 対象外 耐用年数:工具、器具及び備品4年、機械及び装置7年又は4年。年間使用推定時間数は個別に設定 電気、ガス、水道:使用量×単価 個別に必要な原材料、消耗品費 過去の修理実績から積算 過去の検定費用から積算 なし からを合算し1時間当たりの料金を設定しています。	民間施設使用料は反映していない。 研究所職員の平均時間単価(2,479円) 耐用年数:「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和60年大蔵省令第15号)」に準ずる。年間使用時間:機械器具、装置の使用頻度により、250, 500, 750, 1000, 1500時間の5区分から選択。 電気・ガス・水道:時間あたりの定格使用量×単価 個別に必要な原材料、消耗品 - 保守費の中で積算 以上、～を合算し時間料金を設定。	民間施設使用料は反映していない。 - 機械器具損料(1件1時間):(購入価格-残存価格(10%) + 補修費・部品補充費(購入価格の50%)) ÷ (耐用年数:5年、年間1,920時間) × 所要時間(1時間)として計算 機器を使用するために必要な電気・ガス・水道料実費 機器を使用するために必要な消耗品等を含む - - からを合算し時間料金を設定	
減免制度の状況						
制度の有無						
2 制度の内容(条例等根拠)	大阪府立産業開発研究所及び大阪府立産業技術総合研究所条例(減免) 第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料等を減額し、又は免除することができる。	秋田県工業技術センター条例(使用料等の減免) 第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。 秋田県高度技術研究所条例(使用料の減免) 第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	神奈川県産業技術センター手数料及び使用料徴収条例(手数料及び使用料の減免) 第3条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、手数料及び使用料を減免することができる。	静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例(使用料の減免) 第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例第5条 知事は、奨励その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。		
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	131	758	685	585千円 (機器使用料:115千円、依頼試験手数料86千円、研修施設等:384千円)		
滞納処理の状況						
延滞金加算条例の有無						
3 督促・徴収対策の特徴的な取組み	なし	なし	なし	なし	なし	
	・登録申請時において、法人の場合は、登録申請書に必要事項を記載し法人代表者(又は表見代理人)に押印してもらう。また、利用者登録カードを発行する際は、個人を証明するもの(運転免許証など)のコピーをとる。 ・納付期限が過ぎた場合は、すぐに確認の電話をする。	・納付期限が過ぎた場合に確認の電話をする。	電話等による督促で対応している。			
4 特別な料金設定(府)外企業が利用 大企業が利用 時間外(休日)利用 その他	該当なし	該当なし	該当なし	県外企業が利用:100%加算 緊急扱い:100%加算 and の場合は3倍になる。 H20実績 使用料: 県外加算 使用料収入の3.5%(加算金額分の割合) 手数料: 県外加算 手数料収入の7.4%(同) 緊急加算 手数料収入の1.3%(同)	なし	

様式2 使用料調査

使用料名		7 産業技術総合研究所使用料				
調査項目	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	
使用料の状況						
料金徴収の方法	前納	前納	前納	前納(徳島県収入証紙)	前納	
調定額〔千円〕	14,356	23,135	7,150	9,194	13,202	
収入額〔千円〕	14,356	23,135	7,150	9,194	13,202	
累積滞納額〔千円〕	0	0	0	0	0	
1 料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など) 人件費 減価償却費 光熱水費 消耗品費 修理費 検定費用 その他	民間施設使用料は反映していない。 算入していない。 耐用年数:試験測定器4年、技術情報関係機器5年、工作機・加工機類7年、その他機器4年、年間1,928時間として計算 電気、ガス、水道:定格使用量×単価 必要な原材料、消耗品費 (機器修理費(機器購入価格の10%)+保守管理費)/年間使用時間1,928時間 算入していない。 機器の性質上、特別に必要となる経費からを合算し時間料金を設定。	機器使用料 = 減価償却費 + 光熱水費 + 消耗品費 + 管理費 民間施設使用料の反映は無し 減価償却費(1時間当たり償却費) = (評価額×(1-残存率))/ (52週×40時間×耐用年数) 光熱水費は、電力料、ガス料及び水道料を対象 消耗品費は、当該試験機器に使用される燃料、薬品、油脂及び記録用紙等の価格並びに工具器具等の価格の合計額 管理費は、工業技術センター職員の1時間当たりの平均給与額の1割	「民間施設使用料」は反映していない。 機器使用料では積算していない。(依頼試験の手数料では積算。) 耐用年数:10年、年間2,080時間として計算 電気、ガス、水道:定格使用量×使用時間×単価 個別に必要な原材料、消耗品費 過去の修理実績から積算 過去の検定費用から積算 からを合算し料金を設定	民間施設使用料は反映していない。 全研究職員の年間給与総額を基礎とし、1時間あたりの人件費算出 研究職員の給与総額(見込み)/(人員×40時間×52週) 耐用年数:原則として購入価格50万円未満は5年、同50万円以上は10年 年間使用時間:年間使用見込み時間 電気、ガス、水道:前年度の購入実績から単位あたりの価格を求める 単価 = 前年度購入金額 / 前年度使用量 個別に必要な原材料、消耗品費:購入価格 機械修繕料 = 原価 × 0.05 × (実用時間) / (耐用年数 × 年間使用時間) 該当なし 最低価格:150円/時間 からを合算し1時間あたりの料金を設定。	民間施設使用料は反映していない 時間4,430円と算定しているが、一般的な依頼試験では徴収していない 耐用年数:9年、残存率:0.1、年間1,120時間として時間毎の償却費を計算 電気、ガス、水道:定格使用料×時間単価 個別に必要な原材料、消耗品費を計上 徴収していない 徴収していない 特になし ～を合算して時間単価とし、1時間未満切り上げて総利用時間の費用を算定し、を加えたものに消費税を付加して料金を設定。	
減免制度の状況						
制度の有無						
2 制度の内容(条例等根拠)	京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則 附則3(抜粋) (中略)中小企業者に該当するものが(中略)機械器具の貸付けを受けるときは、平成24年3月31日までの間に限り、(中略)貸付料は、(中略)当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。(以下省略)(なお、府外の事務所又は事業所における事業に係る貸付は、非適用)	使用料及び手数料徴収条例 (使用料及び手数料の免除) 第3条 知事等は、貧困その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。	島根県産業技術センター条例 第6条 (使用料等の減免) 第6条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。	徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例: (使用料等)第九条 4 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。 「徳島県立工業技術センターの使用料及び手数料の減免に関する要綱」 (使用料及び手数料の減免)第2条 所長は、利用許可及び依頼の内容が公共の用に供するもの又は公益性が顕著であると認められるもので、次の各号のいずれかに該当する場合において使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)の一部を減額し又は免除することができる。 一 公益を目的とする試験研究機関及び高等教育機関が、センターと連携して共同研究を行うために、センターの施設及び機械器具を利用するときの使用料。 二 産業技術共同研究センター-研究室利用者が、センターと連携して共同研究を行うためにセンター-の機械器具を利用するときの使用料。 三 産業技術共同研究センター-研究室利用者が、産業技術共同研究センター-に設置の機械器具を利用するときの使用料。 四 その他、所長が必要であると認めるとき。		
減免額〔千円〕 (平成20年度実績)	1,438	0	0	0	26(会議室等の施設利用料)、機器使用料は該当なし	
滞納処理の状況						
3 延滞金加算条例の有無	前納のため滞納はありません。		なし	なし	なし	
督促・徴収対策の特徴的な取組み						
4 特別な料金設定	府外企業が利用する場合に、割り増し 府外の事務所又は事業所における事業に係る借受けの申込み(府内に主たる事務所又は事業所を有する者からの申込みを除く。)の場合の貸付料額は、(中略)100分の150を乗じて得た額とする。(以下省略) 府外企業利用 8.0% ～ 該当なし	該当なし	県(府)外企業が利用は、2倍。	該当なし	該当なし	

様式 2 使用料調査総括表

使用料名		8. 道路使用料(道路占用料)				
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	
使用料の状況						
料金徴収の方法	特に定めなし(許可後に別途調定するため、結果的に後納が多い)	特に定めなし(許可後に別途調定、納付書送付)	特に定めなし(許可後に別途調定するため、結果的に後納が多い)	新規、変更許可時は後納、継続分は4月に年間分を徴収(前納)	前納(許可後に別途調定するため、結果的に後納が多い)	
調定額〔千円〕	2,087,828	253,249	1,079,874	479,464	1,158,782	
収入額〔千円〕	2,086,343	253,249	1,078,587	478,001	1,150,094	
累積滞納額〔千円〕	1,485	0	1,287	1,463	8,688	
料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など)	道路占用料 = 道路価格 × 占用面積 × 使用料率 × 修正率 (全国共通の算定式) 道路価格…固定資産税評価額相当額や造成費を用いて算出。 使用料率…3/100(府公有財産規則) 修正率…路面占有3/3、上空占有2/3、地下占有1/3	秋田県道路占用料徴収条例第二条に定める。原則として国準拠。	道路占用料 = 道路価格 × 占用面積 × 使用料率 × 修正率 (国準拠の算定式) 道路価格…固定資産税評価額相当額及び造成費(山林、田畑のみ)を用いて算出。 使用料率…定額物件2.6/100、定率物件1.8/100 修正率…上空占有2/3、地下占有1/3	道路占用料 = 道路の存する土地の更地価格(道路価格) × 占用面積 × 使用料率 (×修正率) 道路価格…固定資産税評価額と造成費により算出 使用料率…定額物件 2.6%、定額物件1.8% 修正率…路面占有3/3、上空占有2/3、地下占有1/3	道路占用料 = 道路価格 × 占用面積 × 使用料率 × 修正率 (国が用いている算定式) 道路価格…本県の固定資産税評価額相当額や造成費を用いて算出。 使用料率…国と同率 修正率…国と同率	
減免制度の状況						
制度の有無						
制度の内容(条例等根拠)						
	道路の占用が国又は地方公共団体が行う事業である場合や占用料を徴収することが公益上不相当である場合等に限り、府道路占用料徴収条例第5条及び同施行規則の規定に基づき減額し、又は免除することができる。	「秋田県道路占用料徴収条例」第三条、「秋田県道路占用料徴収条例」第三条の規定に基づく占用料の減免の取扱い等について、「平成9年1月17日土木部長通知」の規定に基づき減免している。	道路の占用が国又は地方公共団体が行う事業である場合や占用料を徴収することが公益上不相当である場合等に限り、神奈川県道路占用料徴収条例第5条の規定に基づき減額し、又は免除することができる。	県道路占用料等徴収条例第4条	愛知県道路占用料条例第2条第3項	
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	占用許可のデータベースに減免額がないため、算出するためには、5万件を超える許可原議の中から、減免しているものを抽出し、1件ごとに減免額を算出する必要があり、膨大な作業量となるため、短期間での算定は困難。	減免している占用許可手続きにおいて、免除額の算定は行っておらず、数千件にのぼる免除額を算出することは困難。	道路占用料の減免額に関する集計及び統計処理を行っていないため、算出するためには、1万6千件を超える許可原議の中から、減免しているものを抽出し、1件ごとに減免額を別に算出する必要があり、膨大な作業量となるため、算定は困難。	個別許可について減免額を把握していないため総額の算出は困難。	データがないため不明	
滞納処理の状況						
延滞金加算条例の有無						
	×	(秋田県道路占用料徴収条例第五条で延滞金の定め有り。)	×			
督促・徴収対策の特徴的な取組み						
	特になし(担当職員による対応)	特になし(担当職員による対応)	特になし(担当職員による対応)	・土木事務所職員用に「道路占用料の徴収管理の手引き」を作成 ・占用許可条件書に未納に対する警告を追加	特になし	
占用料徴収事務における課題						
			収入未済となった少額の道路占用料については、滞納処分等の徴収事務を実施するに当たり費用対効果の観点から事務処理の優先順位が低くなってしまふ。		近年、破産・倒産を理由とした滞納が増える傾向にあり、徴収できない占用料が増えつつある。	

様式 2 使用料調査

使用料名		8. 道路使用料(道路占用料)				
調査項目	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	
使用料の状況						
料金徴収の方法	特に定めなし (許可後に別途調定するため、結果的に後納が多い)	特段定めなし	後納	許可後に占用者に納付書を送付するため後納	徴収条例により、許可後において納入通知書により一括徴収	
調定額〔千円〕	366,018	1,183,840	194,248	167,329	449,996	
収入額〔千円〕	365,809	1,183,468	193,627	167,271	448,357	
累積滞納額〔千円〕	209	372	621	58	1,639	
料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など)	国に準拠。平成4年に道路法施行令の単価に準じた額に道路占用料徴収条例別表を改訂して以降、条例の改正を行っていない。	道路占用料 = 道路の価格 × 占用面積 × 使用料率 × 修正率 ・道路の価格 = 固定資産税評価額又は造成費(用地費)など ・使用料率 = 国準拠(2.3 / 100) ・修正率 = 大阪府と同様国準拠	道路占用料 = 道路価格 × 占用面積 × 使用料率 × 修正率 (全国共通の算定式) 道路価格…固定資産税評価額相当額や造成費を用いて算出。 使用料率…定額物件2.6%、定率物件1.8% 修正率…路面占有3/3、上空占有2/3、地下占有1/3	国の占用料に準じている(国が平成20年4月に改定する以前の占用料)	(九州各県においてはブロック統一単価を設定) 道路占用料 = 道路価格 × 占用面積 × 使用料率 × 修正率 道路価格…固定資産税評価額(九州平均値) + 道路造成費(九州平均値) 使用料率…国と同率 修正率…国と同率	
減免制度の状況						
制度の有無						
制度の内容(条例等根拠)	京都府道路占用料徴収条例 第4条 公益その他特別の理由があるときは、知事は占用料を減免することができる。 道路占用規則 (占用料の減免) 第7条(略)	道路の占用が国又は地方公共団体が行う事業である場合や、条例第2条2項及び3項のとおり公益上占用料を徴収することが適当ではないと認められる場合等は、減額及び免除することができる。	島根県道路占用料徴収条例(昭和28年7月1日島根県条例第18号)第3条(占用料の減免) 知事は、道路の占用が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用料の全部又は一部を免除することができる。(1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占用するとき。(2) 恒例による祭典、縁日、売出等の際に臨時に道路を占用するとき。(3) 道路に出入するための通路等を設け又は排水施設を設けるため道路を占用するとき。(4) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるとき。2 前項の規定による占用料の免除の規程は、知事が別に定める。	道路法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。 ・公衆又は公益の用に供する事業のために占用するとき。 ・無料で常時一般の通行の用に供する地下道又は仮道であって、かつ、交通の便益を増進することができるものの設置のために占用するとき。 ・地先から雨水又は汚水を溝等に排出するのに必要な排水管の埋設のために占用するとき。 ・家屋の敷地である沿道宅地から道路に出入りする道路の設置のために占用するとき。 ・水道管の各戸への引込管の設置のために占用するとき。 ・恒例の祭礼等のために臨時に占用するとき。 ・その他に掲げるもののほか、知事が特別に必要があると認めるとき。	福岡県道路占用料徴収条例及び福岡県道路占用料徴収条例施行規則に基づき、占用料を減額又は免除することができる	
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	減免額の抽出、集計をしていない。	大阪府同様膨大な作業量になるため、算定困難。	膨大な作業量となるため、短期間での算定は困難。	不明	占用料調定業務は各出先機関で行っており減免対象も膨大であるため、本庁では減免額の情報を把握できていない	
滞納処理の状況						
延滞金加算条例の有無	×	×			(福岡県延滞金徴収条例 昭和39年制定)	
督促・徴収対策の特徴的な取組み	特になし(担当職員による対応)	特になし	特になし(担当職員による対応)	特になし	特になし(職員での対応のみ)	
占用料徴収事務における課題					延滞金徴収条例は昭和39年に制定・運用されており、数字上の効果は見えないが、滞納対策としては十分な効果が得られていると考える。	

様式2 使用料調査総括表

使用料名		9. 河川使用料									
調査項目		大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県
1	使用料の状況										
	料金徴収の方法	前納	前納	前納	後納	前納	後納	前納	-	前納	前納
	調定額〔千円〕	1,154,770	31,407	595,279	394,855	728,952	310,403	164,408	36,949	442,485	185,489
	収入額〔千円〕	1,132,523	31,407	595,276	392,926	728,220	307,964	160,590	36,643	441,680	183,890
	累積滞納額〔千円〕	22,123	128	3	1,415	732	2,402	1,907	306	6,841	1,587
料金設定の算定方法（民間施設使用料の反映の有無など）	係留施設等固定資産税に基づいた独自算定電柱・地下埋設管類 道路占用料準拠	秋田県河川流水占用料等徴収条例に基づき算定	発電に係る水利使用料は「富の定める最高限度額と同額」としている。その他の水利使用料は、発電に係る水利使用料の改正率を改正の基準としている。電柱、埋設管等道路占用料徴収条例に同一の定めのある物件の土地占用料は、道路占用料と同額としている。その他の物件の土地占用料も、県内の固定資産税評価額の変動等を踏まえ、道路占用料等他の土地の使用に係る使用料との均衡も考慮して改定している。土石等採取料は、県内の砂利の市場価格に基づいて算定している。	〔工作物の設置を伴うもの〕電柱、鉄塔、管線類…道路占用料に連動する。係留施設等その他…消費者物価指数、他県の状況等を指標とする。〔工作物の設置を伴わないもの〕…消費者物価指数、固定資産税評価額、他県の状況等を指標とする。	電柱、電話柱、その他柱類については、県の道路占用料を準拠。その他の使用料については、近隣他県との比較、県地価調査の変動率等を考慮し見直しを行っている。	改正の経緯には不明な点もあるが、最近の改正(H4.4.1施行)においては、次のような考え方による。「管類」、「電柱等」など…道路占用料等と同様の区分であり単価を共通化。「宅地等」など…政令市内の単価につき物価指数を考慮して単価上昇額を算定し、その他地域の区分へ低率で反映。「田畑」、「通路等」など…産業振興や個人生活への影響に配慮して据置	係留施設等…用地費や造成費を元に独自算定電柱・地下埋設管類…道路占用料準拠	土地占用料…地価変動率と中国地方各県の状況から独自算定	発電：河川法施行例第18条第1項第3号により建設大臣の定める額。その他：河川法施行条例	道路占用料や建設省告示等を準用しており、民間施設使用料の反映はない。	
2	減免制度の状況										
	制度の有無										
	制度の内容（条例等根拠）	大阪府流水占用料等条例 大阪府流水占用料等条例施行規則	秋田県河川流水占用料等徴収条例	神奈川県流水占用料等徴収条例	静岡県河川管理条例	愛知県流水占用料等徴収条例	京都府流水占用料等徴収条例 河川管理条例	河川の流水占用料等の徴収等に関する条例 流水占用料等の徴収等事務処理要領	島根県流水占用料等徴収条例 島根県流水占用料等徴収条例施行規則	徳島県河川法施行条例	福岡県河川流水占用料等徴収条例
減免額〔千円〕（平成20年度実績）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,720〔千円〕	-
3	滞納処理の状況										
	延滞金加算条例の有無										
	督促・徴収対策の特徴的な取組み	滞納処分マニュアルの整備 本庁及び各出先事務所の担当者により構成する「債権管理強化実地研修」の実施による事例・ノウハウの共有、意見交換を行っている。	債権管理検討委員会で未収金の管理等について審議している。	河川占用料については、特になし	河川占用料の徴収管理についての手引きを整備している。	特になし	平成17年に滞納処分に係る事務処理要領を策定 差押え等の実績はないが、20年度は預金調査を実施。調査対象者の申し出により、滞納分は分割で完納された。今年度も差押え等を前提に悪質なものを対象に預金調査予定。	管理担当者の中級研修において、税務課職員による研修を実施			

様式2 使用料調査総括表

使用料名		11. 府営駐車場使用料									
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	
1	使用料の状況										
	料金徴収の方法	後納		後納		後納					
	調定額〔千円〕	151,000		207,987		64,434					
	収入額〔千円〕	151,000		207,987		64,434					
	累積滞納額〔千円〕	0	該当無し	0	該当無し	0	該当無し	該当無し	該当無し	未回答	
料金設定の算定方法（民間施設使用料の反映の有無など）	道路法第24条の2第2項の規定により、周辺の駐車場の料金と比較検討し同程度に設定。		道路法第24条の2第1項の規定及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第11条により定められている。		近隣の駐車場（官・民とも）の料金を比較検討し同程度となるよう決定。						
2	減免制度の状況										
	制度の有無										
	制度の内容（条例等根拠）	「大阪府自動車駐車場の使用、駐車料金の減額又は免除及び割増金の徴収に関する規則」第10条の規定（個表参照）。		神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第14条及び同施行規則第6条の規定により、国又は地方公共団体が公用又は公共目的のために使用する場合にあっては全額免除し、その他知事が必要と認める場合にあってはその都度知事が認める額を免除している。		愛知県豊橋駅西地下駐車場駐車料金徴収条例第6条の規定により、知事は特別の理由があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。					
	減免額〔千円〕（平成20年度実績）	算定困難		0		0					
3	滞納処理の状況										
	延滞金加算条例の有無	×		×		×					
	督促・徴収対策の特徴的な取組み	-		-		-					

該当無しとは、道路附属物として、道路法24条の定めにより、道路管理者である地方公共団体が条例を定め、駐車場使用料を徴収する駐車場が存在しないことである。

様式2 使用料調査総括表

使用料名 12.公園緑地使用料

調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県
使用料の状況										
料金徴収の方法	スポーツ施設情報システム利用…後納 その他…前納	理由がある場合、後納可能	有料の公園施設…後納 その他…前納	前納	前納	前納	前納	前納	前納	-
調定額〔千円〕	703,324	51,163	322,887	124,430	189,435	0	63,653	54,445	63,041	0
収入額〔千円〕	696,688	51,163	322,879	124,430	189,435	0	63,653	54,445	63,041	0
累積滞納額〔千円〕	6,636		8	0	0	0	0	0	0	0
料金設定の算定方法（民間施設使用料の反映の有無など）	ランニングコスト等勘案して算定	消費者物価指数 他県の状況等参考に算定	ランニングコスト等勘案、また、近傍事例から算出	ランニングコストや県内・他県の類似施設の使用料を参考に、使用料を設定	近傍事例や時価の変動率	近隣の民間類似施設の利用料から算定	ランニングコストや道路占用料等から算出	施設の維持管理費、他の類似施設料金を考慮し算定	施設の減価、償却または、ランニングコストから算出	ランニングコストや類似施設を参考に設定（利用料金制全面導入により施設使用料なし）
減免制度の状況										
制度の有無										
制度の内容（条例等根拠）	都市公園条例第13条にて、減免規定あり。減免基準は、内規にて規定。	秋田県立都市公園条例第16条	神奈川県都市公園条例第20条 減免は、内規にて規定	「都市公園条例第6条の5」及び浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例第21条」にて、減免規程	都市公園条例第8条の2第4項に減免規定 減免基準は、内規で規定	京都府都市公園条例、都市公園条例施行規則	都市公園条例第12条にて、減免規定 減免基準は、内規にて規定	都市公園条例第27条にて、減免規定 条例規則第15条にて、減免基準を規定	都市公園条例第15条にて、減免規定 減免基準は、内規に規定	都市公園条例第17条の6にて減免規定 条例施行規則第17条にて減免基準を規定 （都市公園条例施行規則第17条に規定する減免できるケース） 指定管理者が都市公園の設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額 県又は県教育委員会 又は文化又はスポーツの振興のための事業に利用する場合 利用料金の全額 国又は市町村若しくは市町村教育委員会 が、文化又はスポーツの振興のための事業に利用する場合 利用料金の2分の1の額 文化団体又はスポーツ団体が主催し、かつ県又は県教育委員会 が共催して催し又は競技会を行う場合 利用料金の2分の1の額 など

	減免額〔千円〕 (平成20年度実績)	278,635	984,568	統計データはない。						統計データなし	
	滞納処理の状況										
	延滞金加算条例の有無	×	×	×			×	×	×	×	×
3	督促・徴収対策の 特徴的な取組み	スポーツ施設情報システム 初回口座振替不能者…次回 口座入金督促状送付 2回目口座振替不能者… 納付書と督促状送付高額納税 者には、電話による督促 年に1度、過年度滞納者へ 一斉督促(文書) (転居不明の場合、住民票に よる追跡調査)		指定期日までの 未納者…納入通 知書と督促状の送 付 電話による督促 (住居訪問)	静岡県施設予約システム：インターネットにより、 県有施設の予約申込み 等ができるシステム(県有 施設全てが対象とはなっ ていない)。このシステム を利用し申し込んだ施設 は、当日利用前に窓口で 料金を支払う。					なし	

様式2 使用料調査総括表

使用料名		13 家賃及び共益費にかかるもの									
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	東京都
使用料の状況											
料金徴収の方法	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入、又は指定された日に口座引落(後納)	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入、又は月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落		当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末に口座引落としまたは納付書で納入
調定額〔千円〕	39,077,349	733,923	13,210,251	4,540,413	15,664,707	3,618,000	14,242,461		1,439,592	6,656,196	78,228,547
収入額〔千円〕	35,604,561	669,179	11,553,619	4,227,271	14,569,918	3,306,665	13,145,268		1,109,126	6,421,013	75,223,655
累積滞納額〔千円〕	3,313,057	64,744	1,636,919	305,436	1,057,629	311,335	1,051,748		330,466	217,465	非公表
料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減免制度の状況											
制度の有無	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有
制度の内容(条例等根拠)	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	4,979,202	11,927	1,295,902	10,563	2,070,123	233,908	1,996,621		28,289	507,720	12,169,569
滞納処理の状況											
延滞金加算条例の有無	無	無		無	有	無	無		無	有	無
督促・徴収対策の特征的な取組み	平成18年度から、人材派遣による電話での入金案内・催告書の発送準備・明渡訴訟等のファイリング等の業務を委託している。延滞件数:17,774件	-	入居者滞納家賃対策平成20年度から、人材派遣により電話及び文書での支払案内や納入相談を実施。退去者滞納家賃対策平成20年度より債権回収弁護士グループに収納業務を委託(成功報酬制)。滞納者数 5330件(平成20年度調定分までの累計:平成21年5月末時点)	退去者滞納家賃収納に係る郵便代行等業務について、平成20年9月からサービスに委託をしている。約1億2千万円	平成17年度より、徴収専門員を設置している。滞納件数 8,145件	年4回の滞納整理強調期間を設定し、臨宅徴収等の取組を実施。滞納件数は集計していない。	平成17年度から、退去者滞納家賃収納に係る郵便代行業務等について、サービスに委託を行っている。委託件数:1,739件		平成18年度より、滞納退去者に対する郵便代行業務等を、サービスに委託。平成20年度より、住宅課職員・公社職員合同による夜間督促を実施。延滞件数:1,331件(平成20年度末時点)	平成19年度より、退去滞納者に対する郵便代行業務等を、サービスに委託。	生活保護世帯の代理納付の促進(延滞件数 非公表)

様式2 使用料調査総括表

使用料名		14-1 団地内施設使用料(グループホーム除く)										
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	東京都	
使用料の状況												
料金徴収の方法	前 納	納付書により許可日から2週間以内に納付	前納(年度当初もしくは半期に1度貸付料を納付する)	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	前納(ただし、使用期間が六月以上の場合は、この限りではない)	前納	前納	前納	前納(ただし、知事が特別の理由があると認めるときはこの限りでない)	前納	前納	
調定額〔千円〕	85,757	3,086	27,514	6,281	34,749	5,671	66,956	1,780	1,421	6,732	283,721	
収入額〔千円〕	85,612	3,086	27,514	6,281	34,749	5,642	65,238	1,780	1,373	6,732	283,451	
累積滞納額〔千円〕	145	0	0	0	0	29	1,718	0	48	0	270	
料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など)	大阪府公有財産規則第26条～27条の2に基づき徴収	秋田県行政財産使用料徴収条例第2条に基づき徴収	神奈川県県有財産規則、普通財産(土地及び建物)の貸付料算定基準	別紙のとおり	行政財産の特別使用に係る使用料条例第2条に基づき徴収	京都府行政財産使用料条例に基づき徴収	使用料及び手数料徴収条例行政財産目的外使用料の額を定める規則通知(「行政財産の目的外使用に係る使用料の計算について」)に基づき徴収	行政財産の使用料に関する条例ほか	徳島県行政財産使用料条例第3条、徳島県行政財産使用料規則に基づき徴収	福岡県行政財産使用料条例第3条行政財産使用許可事務取扱基準第7に基づき徴収している。	東京都行政財産使用料条例	
減免制度の状況												
制度の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
制度の内容(条例等根拠)	別紙のとおり	別紙のとおり	普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準	別紙のとおり	行政財産の特別仕様に係る使用料条例第5条	京都府行政財産使用料条例第3条に該当する場合は使用料の全部又は一部を免除できる。	別紙のとおり	行政財産の使用料に関する条例第4条第1項第1号から第3号に該当する場合	徳島県行政財産使用料条例第6条に該当する場合は減免・免除している	福岡県行政財産使用料条例第5条 行政財産使用許可事務取扱基準第9に該当する場合は減額、免除している。	東京都行政財産使用料条例第5条	
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	118,855	726		算出していない	算出していない	算出していない	683		算出していない	-	算出していない	
滞納処理の状況												
延滞金加算条例の有無	無	無		無	有	無	有	無	無	有	無	
督促・徴収対策の特徴的な取組み	無	遅延件数0件		-	-	-	延滞件数1件(20年度)	-	-	-	東京都債権管理条例	

様式2 使用料調査総括表

使用料名 14-2 団地内施設使用料(グループホーム)

調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	東京都
使用料の状況											
料金徴収の方法	後納		当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入、または、月末に口座引落	前納	前納		後納(当月分を月末までに納付書で納入)	該当無し	前納
調定額〔千円〕	120,851			2,674	3,998	460	658		332		9,099
収入額〔千円〕	120,851			2,674	3,998	460	658		332		9,099
累積滞納額〔千円〕	0			0	0	0	0		0		0
料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など)	公営住宅法16条1項及び大阪府営住宅条例25条1項に規定する、近傍同種の家賃以下(収入分位が第1分位の家賃算定基礎額に、当該住戸の応益係数等を乗じた額)		調査表2-1(県営住宅家賃)に準ずる	県営住宅家賃と同額	使用料は、使用許可に係る期間について、県営住宅の入居者と同様の方法により徴収する。	近傍同種の家賃(当該府営住宅に現住する者の収入について申告があった場合は、その収入の合計額を当該府営住宅の入居者の収入とみなして家賃を算定)	「兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき近傍類似家賃以下で設定。		別紙のとおり		公営住宅法及び都営住宅条例に規定する近傍同種の家賃額(知事が必要と認める場合は近傍同種家賃の2分の1の額を限度として減額)
減免制度の状況											
制度の有無	無		有	無	無	無	有		無		有
制度の内容(条例等根拠)	-		調査表2-1(県営住宅家賃)に準ずる	-	-	-	別紙のとおり		-		社会福祉法人等による知的障害者グループホーム事業に関する要綱
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	-			-	-	-	658		-		9,099
滞納処理の状況											
延滞金加算条例の有無	無			無	無	無	有		無		無
督促・徴収対策の特徴的な取組み	-		調査表2-1(県営住宅家賃)に準ずる	-	-	-	現時点では延滞事例なし		-		-

様式2 使用料調査総括表

使用料名		16 駐車場使用料									
調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県	東京都
使用料の状況											
料金徴収の方法	後納	当月分を指定された日までに納付書で納入	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入または、月末に口座引落	当月分を月末までに納付書で納入又は月末に口座引落	後納	前納		後納	四半期ごとに納入	後納
調定額〔千円〕	5,463,136	38,916	961,514	320,174	915,311	191,655	929,600		算出困難	384,811	3,770,051
収入額〔千円〕	5,364,990	38,916	940,803	304,170	895,168	191,655	906,360		算出困難	384,811	3,770,051
累積滞納額〔千円〕	304,589	0	20,711	16,004	20,076	0	23,240		算出困難	0	0
料金設定の算定方法（民間施設使用料の反映の有無など）	府営住宅ごとに各地域の近傍同種料金を調査し、これをベースに決定（ただし、料金（月額）は13,000円を上限としている	別紙のとおり	県営住宅条例第61条第1項近傍同種の駐車場の使用料との均衡を助成して知事が定める。（周辺の民間駐車場料金を数箇所（5箇所程度）調査し、その平均値を駐車場料金として定める）	各地域の近傍同種料金を参考に決定	別紙のとおり	近傍同種の駐車場の使用料を限度に設定	県営住宅周辺の同種駐車場の中で最も低い水準に合わせて決定している。		行政財産使用料条例に基づき決定	別紙のとおり	調査した近傍の複数の民間駐車場の料金を基に決定（ただし、料金は月額55,000円を上限
減免制度の状況											
制度の有無	有	無	有	無	有	無	有		有	有	有
制度の内容（条例等根拠）	別紙のとおり	-	別紙のとおり	-	別紙のとおり	-	別紙のとおり		徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第57条	別紙のとおり	障害者は駐車料金を減免（東京都営住宅条例第91条等）
減免額〔千円〕（平成20年度実績）	270,000	-	算出していない	-	0	-	算出していない		0	629	公表していない
滞納処理の状況											
延滞金加算条例の有無	無	無		無	有	無	無		無	無	無
督促・徴収対策の特徴的な取組み	滞納者に対し、文書による督促を行い、3度にわたる督促でもなお支払いに応じない契約者に対しては、駐車区画を強制閉鎖（以後、滞納金を支払うまでは使用許可しない）	滞納件数0件	調査表2-1（県営住宅家賃）に準ずる	家賃と合算して請求しているため、退去滞納者については、家賃収入と同様にサービスに委託している。	平成17年度より、徴収専門員を設置している。滞納件数1,432件	-	滞納者に対して督促状を送付し、3ヶ月間滞納した場合は利用許可を取り消す。滞納件数（20年度末）：2,166人		家賃と合わせて、サービスに委託	-	文書により催告を実施し、これに応じない場合には法的措置により対応

様式2 使用料調査総括表

使用料名 18 高校授業料

調査項目	大阪府	秋田県	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県	島根県	徳島県	福岡県
使用料の状況										
料金徴収の方法	前納	前納		前納	前納(毎月20日)	前納	前納		前納	前納(毎月20日)
調定額〔千円〕	13,892,171	2,731,504		7,255,920	12,200,523	3,406,895	9,091,804		1,979,346	7,118,513
収入額〔千円〕	13,452,107	2,731,504		7,253,964	12,197,905	3,406,895	9,088,517		1,977,612	7,118,003
累積滞納額〔千円〕	428,508	0		1,956	5,325	0	3,287		4,441	435
料金設定の算定方法(民間施設使用料の反映の有無など)	全日制課程:独自方式 定時制課程:地方交付税準拠	全日制課程・定時制課程:地方交付税準拠	未	全日制課程:地方交付税準拠 定時制課程:地方交付税準拠 通信制課程:独自設定	全日制・定時制:地方交付税準拠 通信制:地方交付税単価×地方交付税単価の伸び率	全日制課程:地方交付税準拠 定時制・通信制課程:独自設定	全日制・定時制・通信制課程:地方交付税準拠	未	地方交付税準拠	全日制・定時制・専攻科:地方交付税準拠
減免制度の状況			未					未		
制度の有無	有	有	未	有	有	有	有	未	有	有
制度の内容(条例等根拠)	・全額免除 ・半額免除 【条例等根拠】 大阪府立高等学校等条例第8条、高等学校の授業料等に関する規則第5条第11項、高等学校の授業料の減額又は免除に関する規程	・全部減免 ・一部減免(1/2減免) 【条例等根拠】 秋田県立高等学校授業料徴収条例第6条の2、秋田県立高等学校授業料減免規則	回答	・全額免除 【根拠】 静岡県立学校授業料等徴収条例第8条、静岡県立学校授業料等徴収規則第2条、静岡県立学校授業料等の減免に関する基準	・全額免除 ・半額免除 高等学校の授業料及び授業料の減免等要綱	・全額免除 【根拠】 京都府立高等学校授業料減免実施要項	・全額免除 ・半額免除 【条例等根拠】 兵庫県立学校授業料等徴収条例第11条、兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則、兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等の減免に関する事務取扱要領	回答	・全額免除 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例、徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則	・全額免除 【根拠】 福岡県立学校授業料等徴収条例6条 福岡県立学校授業料減免規則
減免額〔千円〕(平成20年度実績)	2,647,911	238,307		162,889	872,703	579,105.8(全日制、定時制)	1,522,931		242,623	1,298,449
滞納処理の状況										
延滞金加算条例の有無	無	無		無	有	無	有		無	無
督促・徴収対策の特徴的な取組み	平成20年度から法的措置(支払督促申立て)を含めた取組みを実施	「秋田県立高等学校授業料等事務処理要綱」を平成20年4月1日に制定し、学校全体で授業料未納に取り組むようにしている		平成19年度から、授業料未納に対する取扱要領を制定		特徴的な取組みはなし(地方自治法、地方自治法施行令及び京都府会計規則に基づく滞納処理を実施)				事務長会と連携しながら、平成9年に徴収マニュアルを作成し、その後も連携をとって、滞納者削減に向けた取組みをおこなっている

